

大洲市農業委員会定例総會議事録

①	日 時	令和7年11月5日(水) 午後3時00分～午後3時50分									
②	会 場	大洲市役所2階 大ホール									
③	出 席 委 員										
1	池 田 幸 二	2	吉 岡 きみ子	3	武 田 隆 宏	4	藤 田 秀 美				
5	西 岡 輝 治	6	須 藤 賢 一	7	明 後 久 利	8	森 岡 芳 文				
9	菊 地 正 夫	10	幸 野 登 吉			12	川 本 由 紀 美				
13	矢 野 正 祥	14	一 柳 幸 唯	15	平 井 城 太 郎	16	形 山 康 浩				
17	高 岡 利 典	18	津 國 巳 代 子	19	池 田 雄 一	20	森 永 茂 史				
21	橋 本 英 司	22	都 築 孝 壽	23	武 内 誠	24	池 浦 萬 里 子				
25	津 田 勇	26	田 中 賢 寿	27	永 沼 寛	28	日 野 修 次				
		30	武 知 由 美 子			32	中 本 祐 市				
33	坂 幹 幸	34	跡 部 雅			36	和 氣 繁 輝				
37	細 井 敏 江	38	有 友 章 治	39	請 田 竹 男						
④	欠 席 委 員	11	二 宮 康 壽	29	大 本 昭 裕	31	上 満 啓 司				
		35	堀 内 保 宏								
⑤	遅 刻 委 員										
⑥	事 務 局	井上事務局長		富永次長		三瀬専門員(農地)					
		松田専門員(農政)		吉田書記							
⑦	農 林 振 興 課	竹田課長		西山課長補佐		吉田主事					
⑧	会 議 の 内 容	議案第65号	農地法第3条の規定による許可申請について								
		議案第66号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について								
		議案第67号	非農地証明について								
		議案第68号	納稅猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証								
			明について								
		議案第69号	農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について								

事務局（局長）	只今から、令和7年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。
会長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。
議長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中18名で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、11番 二宮康壽委員、29番 大本昭裕委員、31番 上満啓司委員、35番 堀内保宏委員より欠席の報告を受けています。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、21番 橋本英司委員と22番 都築孝壽委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第65号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>議案書1ページ並びに議案説明資料2ページから3ページをあわせてご覧ください。</p> <p>1番、菅田町菅田の畠1筆581m²について、譲受人が新規で農業経営に取り組むため申請地を取得し、耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>2番、喜多山の畠3筆1, 289m²について、申請地近くにある建物とあわせて取得し、新たに耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、野菜や果樹を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人家族が年間を通して従事します。</p> <p>以上2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>二宮委員より報告書を預かっていますので、代読いたします。</p> <p>1番案件について、ご報告いたします。</p> <p>議案説明資料2ページを参考にしてください。</p> <p>1番案件は売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、菅田コミュニティセンターから南西へ約270mのところにある農地です。</p>

10月17日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地は良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請地を取得するにあたり、譲受人より自分が主として営農を始めた旨の新規営農計画書が提出されています。

営農については、妻の実家が農業をしており、休日には手伝いをしているとのことです。

今後は、家族とともに耕作管理を行うとのことですので、耕作状況を見守っていくこととします。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

2番。

20番

2番案件についてご報告いたします。

議案説明資料3ページを参考にしてください。

2番案件は売買による所有権移転です。

申請地は、新谷コミュニティセンターから北東へ約1.8kmのところにある農地2筆と約2kmのところにある農地1筆の計3筆です。

10月17日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地は良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より農業経験はありませんが、農業について勉強し、自家消費程度の野菜や果樹を栽培していく旨の新規営農計画書が提出されています。

農機具につきましては、必要に応じて購入していくとのことです。

譲受人は、申請地近くにある建物に居住する予定であり、年間を通して農業に従事することです。

今後の耕作状況を見守っていくこととします。

調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第66号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書2ページ並びに議案説明資料4ページから23ページまでをあわせてご覧ください。

1番、若宮の土地132m²の案件は、譲受人世帯は現在借家で居住しているが、手狭で不便なため、申請地を取得して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北東に約1.8kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから第3種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、若宮の土地233m²のうち133.44m²の案件は、借受人世帯は現在借家で居住しているが、子供の成長に伴い手狭で不便なため、申請地を借り受けて自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北東に約1.9kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから第3種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

3番、成能の土地477m²の案件は、賃借人の会社の事業拡大により、新たに製品の保管庫が必要となったため、申請地を借り受けて倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東南東に約11.2kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くなく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

4番、成能の土地105m²の案件は、申請地の隣接にある譲受人の住宅には物干し場がなく不便なため、申請地を取得して物干し場にしようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から東南東に約11.2kmのところに位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くなく、生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準について、ご審議をお願いいたします。

なお、本申請地は既に工事が完了している違反転用の状態です。これについて譲渡人、譲受人双方から始末書が提出され、反省していますので、追認していただきますようお願いいたします。

5番、長浜町上老松の土地149m²の案件は、譲受人世帯が、申請地の隣接にある住宅を取得して生活するにあたり、駐車場がないため、申請地を取得して露天駐車場としようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約10.9kmのところに位置し、300m以内にJR伊予出石駅が存する区域内にある農地であることから第3種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本申請地は既に工事が完了している違反転用の状態です。これについて譲受人から始末書が提出され、反省していますので、追認して

議 長（会長）

いただきますようお願ひいたします。
以上5件でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

2番

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1番。

1番案件と2番案件を続けてご説明いたします。

1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の4ページから7ページを参考にしてください。

申請地は5ページの位置図のとおり、大洲市喜多小学校から南東へ約150mに位置する農地になります。

まず、立地基準については第3種農地であり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、6ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

続いて、2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから11ページを参考にしてください。

申請地は9ページの位置図のとおり、大洲市喜多小学校から東へ約40mに位置する農地になります。

まず、立地基準については第3種農地であり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、10ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。

以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当地あると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長（会長）

3番。

15番

3番案件と4番案件を続けてご説明いたします。

3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の12ページから15ページを参考にしてください。

申請地は13ページの位置図のとおり、大川コミュニティセンターから北東へ約2.0kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可がありしだい自己資金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地

	<p>目図のとおり、申請地の隣接に農地はありませんので、特に問題ないものと思われます。</p> <p>続いて、4番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の16ページから19ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は17ページの位置図のとおり、大川コミュニティセンターから北東へ約2.0kmに位置する農地になります。</p> <p>まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に申請地は工事が完了している違反転用の状態です。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、18ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者は本件の譲渡人と譲受人であり、特に問題ないものと思われます。</p> <p>以上2件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、4番案件の既に工事が完了している違反転用に関しましては譲渡人、譲受人双方より始末書が提出され反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	5番。
28番	<p>5番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の20ページから23ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、21ページの位置図のとおり、JR伊予出石駅から北へ約20mに位置する農地になります。</p> <p>まず、立地基準については第3種農地であり、特に問題ないものと思われます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に申請地は工事が完了している違反転用の状態です。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、22ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われます。</p> <p>よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、既に工事が完了している違反転用に関しましては、譲受人より始末書が提出され反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。</p>
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	（質疑なし）
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。
委員	（異議なし）
議長（会長）	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
	次に、議案第67号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局（専門員兼農政係長）

事務局の説明を求めます。

議案第67号「非農地証明について」ご説明いたします。
議案書3ページ並びに議案説明資料24ページから34ページまでをあわせてご覧ください。

1番、成能字坊屋敷の土地1筆109m²の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は小田川に隣接しているため、河川の氾濫により耕土や耕作物が流出し、復旧が困難なことから、平成7年以降耕作を放棄したことにより、現在は、農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

2番、肱川町予子林の土地3筆合計3,812m²の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、また、転用（植林に限る：20年以上経過）し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地のうち現況が原野の土地については、亡父が病気で管理できなくなった平成10年頃以降耕作放棄しており、申請人が相続をした令和2年9月には原野化しており、また、現況が山林の土地については、亡父が昭和50年頃、植林して山林化しており、現在は、農地への復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

3番、河辺町山鳥坂の土地3筆合計6,010m²の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し、復旧が著しく困難ということで申請があつたものでございます。

申し出によりますと、申請地は、斜面で道も狭いため農業用機械も入らず、農作業効率が悪いため、平成元年頃から耕作放棄したことにより自然潰廃し、現在は、農地へ復旧することが著しく困難となったとのことでございます。

以上、3件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1番。

15番

1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の24ページから26ページを参考にしてください。

申請地は25ページの位置図のとおり、大洲成能簡易郵便局から約80mのところにある農地になります。

10月24日に、事務局職員と現地確認を行いました。

申請者の申立て、現地調査による土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

2番。

事務局（専門員兼

堀内委員から報告書をお預かりしていますので、代読いたします。

農政係長)	<p>2番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の27ページから30ページまでを参考にしてください。</p> <p>申請地は28ページの位置見取図のとおり、予子林コミュニティセンターから約1.1kmから1.4kmまでの範囲に位置する農地になります。</p> <p>10月20日に、事務局担当者と現地確認を行いました。</p> <p>申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況や土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄又は植林から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p>
議長（会長）	3番。
36番	<p>3番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の31ページから34ページまでを参考にしてください。</p> <p>申請地は32ページの位置見取図のとおり、大洲市役所河辺支所から約2.8kmから3.3kmまでの範囲に位置する農地になります。</p> <p>10月20日に、事務局担当者と現地確認を行いました。</p> <p>申請者の申立て、現地調査による土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p>
議長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願に係る土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。
	次に、議案第68号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
事務局（専門員兼農政係長）	<p>議案第68号「納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」ご説明いたします。</p> <p>議案書4ページ並びに議案説明資料35ページをあわせてご覧ください。</p> <p>租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を提出する必要があり、その添付書類と</p>

	<p>して、農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。</p> <p>この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。</p> <p>1番は、田口の申請人です。</p> <p>申請農地は、東大洲にあります2筆で合計5, 270m²になります。納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成31年1月24日となっています。</p> <p>対象の農地につきましては、全ての農地で耕作されていました。</p> <p>以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
3番	<p>1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の35ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は35ページの位置見取図のとおり、愛たい菜を基準とし約1kmから1.2km以内に点在する農地2筆になります。</p> <p>申請人は、水稻を主体とした農業をしています。</p> <p>10月17日に、事務局担当者と現地確認を行い、田については、水稻が栽培されていることを確認しています。</p> <p>のことから、この証明書の交付については問題ないと考えます。</p>
議長（会長）	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありますか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第69号『農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について』を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、○○○○委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○○○○委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農地係長）	<p>議案第69号「農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」ご説明いたします。</p> <p>議案書5ページから11ページをご覧ください。</p> <p>本件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、大洲市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求められたため、農業委員会の意見を</p>

決定するものです。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりです。

今回の概要は、利用権設定のうち賃貸借の件・筆数が16件・20筆、利用権設定18, 638m²、使用貸借の件・筆数が6件・10筆、利用権設定11, 006m²で、議案書10ページに記載のとおり合計利用権設定の件・筆数が22件・30筆、利用権設定の総面積は29, 644m²です。

続きまして、所有権移転の案件です。議案書は、11ページをご覧ください。

1番・2番は、同一案件です。東大洲の田について、効率的な農業経営を行うため、えひめ農林漁業振興機構が仲介し、売買により申請地を取得するものです。

面積は601m²です。利用目的は水稻です。

以上、所有権移転の件・筆数はえひめ農林漁業振興機構が仲介しているため、2件・2筆、総面積は1, 202m²です。

問題なければ意見について特になしと回答することとしたいと考えています。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご意見等はありませんか。

委員 （意見なし）

議長（会長） 特にご意見もないようですので、本案を原案のとおり意見なしとして決定することにご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり意見なしとして市長へ答申することに決定にいたしました。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることにいたします。